

## 介護保険事業について

介護保険制度は、介護が必要となっても老後を安心して自分らしく生活ができるよう、家族や近親者だけでなく社会全体で支えていけるよう、様々な介護サービスを受けることができる制度です。

### 1. 介護保険事業の財源内訳

介護保険事業の財源は、公費（国、県、村）と被保険者の方々から納めていただく介護保険料で負担しています。

#### ・ 介護保険給付事業の費用の負担割合について

公費：50% = 国 25% + 県 12.5% + 村 12.5%

保険料：50% = 第1号被保険者 23% + 第2号被保険者 27%

（第1号被保険者＝65歳以上の方、第2号被保険者＝40歳以上65歳未満の方）

#### ・ 地域支援事業について

介護が必要な状態となることを予防するとともに、介護が必要となった場合でも可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的として、村が独自に実施する事業です。

これまで地域支援事業費は、「介護保険給付事業費の3%以内の事業費」という定めがありましたが、村では、平成28年3月に「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行し、地域の特性や実情、多様なニーズに合わせた介護予防・生活支援サービスを実施するために、新たな基準で上限額が定められており、公費と介護保険料で負担しています。

## 2. 介護保険料について

### ●第1号被保険者（65歳以上の方）の場合

#### ○納入方法

- ・特別徴収：年金からの天引きで納めます。（ただし、年金支払額が18万円以上であること）
- ・普通徴収：特別徴収に該当しない方は、役場に直接支払います。

#### ○保険料の額

所得段階	所得などの状況	負担割合 算定式	保険料月額 (月額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が村民税非課税者で老人福祉年金受給者、世帯全員が村民税非課税で本人年金収入等80万円以下	基準額× 0.45	2,610円 (31,320円)
第2段階	世帯全員が村民税非課税で本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額× 0.75	4,350円 (52,200円)
第3段階	世帯全員が村民税非課税で本人年金収入等120万円超	基準額× 0.75	4,350円 (52,200円)
第4段階	本人が村民税非課税者、世帯員が村民税課税世帯で本人年金収入等80万円以下	基準額× 0.90	5,220円 (62,640円)
第5段階	本人が村民税非課税者、世帯員が村民税課税世帯で本人年金収入等80万円超	基準額	5,800円 (69,600円)
第6段階	本人が村民税課税者で、合計所得が120万円未満	基準額× 1.20	6,960円 (83,520円)
第7段階	本人が村民税課税者で、合計所得が120万円以上190万円未満	基準額× 1.30	7,540円 (90,480円)
第8段階	本人が村民税課税者で、合計所得が190万円以上290万円未満	基準額× 1.50	8,700円 (104,400円)
第9段階	本人が村民税課税者で、合計所得が290万円以上	基準額× 1.70	9,860円 (118,320円)

### ●第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の場合

#### ○納入方法

- ・加入している医療保険の保険料に加算されます。

#### ○保険料の額

- ・加入している医療保険で定める方法によります。（職場の医療保険に加入している場合、事業者負担あり）

### 3. 介護サービスの利用者負担について

#### ● 1か月当たりの支給限度額

介護サービスの提供を受けるとき、利用者は原則としてサービスにかかった費用の1割（一定の所得がある方は2割又は3割）を負担し、残りの9割（8割又は7割）が介護保険で給付されることとなります。

ただし、要介護状態の区分に応じた上限（支給限度基準額）を超えたサービスを利用した場合、超えた分について全額自己負担となります。

1か月当たりの支給限度額は、要介護度に応じて単位数で決められており、秋田県の場合1単位の単価は10円となっています。

要介護度	支給限度額	備 考
要支援1	50,030円	
要支援2	104,730円	
要介護1	166,920円	
要介護2	196,160円	
要介護3	269,310円	
要介護4	308,060円	
要介護5	360,650円	

#### 4. 居宅・施設サービスの費用と利用区分

= 保険給付対象  
 = 利用者負担

##### ●居宅サービス等の費用・利用料

福祉用具（身体障害者用物品を除く）・住宅改修費	居宅サービス等の費用	支給限度額を超える費用	食費・滞在費	日常生活費	特別なサービスの費用
1割（2割）負担	1割（2割）負担				

##### ●施設サービスの費用・利用料

施設サービスの費用	食費	居住費	日常生活費	特別なサービスの費用
1割（2割）負担				

##### （例1）1か月に支払う金額（介護サービス費が支給限度額を超えない場合）

①	支給限度額	308,060円	要介護度4
②	介護サービス費	300,000円	
③	自己負担額	30,000円	サービス費の1割

支給限度額が308,060円なので、介護サービス費300,000円すべてが介護保険の対象となり、自己負担額は、 $300,000円 \times 1割(0.1) = 30,000円$ となります。

##### （例2）1か月に支払う金額（介護サービス費が支給限度額を超える場合）

①	支給限度額	308,060円	要介護度4
②	介護サービス費	400,000円	
③	自己負担額	30,806円	支給限度額の1割
		91,940円	②-①

支給限度額の308,060円までが介護保険の対象となり、その分に係る自己負担額は、 $308,060円 \times 1割(0.1) = 30,806円$ となります。

さらに支給限度額を超えた部分の400,000円 - 支給限度額の308,060円 = 91,940円も自己負担額となるため、この場合、自己負担額の合計は、 $30,806円 + 91,940円 = 122,746円$ です。

## 5. 所得区分毎の負担限度額

1割負担の世帯の月々の自己負担額の合計が、所得に応じて区分された上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として、超えた部分が払い戻されます。

設定区分	対象者	上限額
		世帯
第1段階	生活保護者等	15,000円
	世帯全員が村民税非課税で、高齢福祉年金受給者	
第2段階	世帯全員が村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下	24,600円
第3段階	世帯全員が村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超	24,600円
第4段階	村民税課税世帯（第5段階に該当する場合を除く）	44,400円
第5段階	その者の属する世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がおり、かつ、世帯内の第1号被保者の収入の合計額が520万円（世帯内の第1号被保険者が本人のみの場合は383万円）以上	44,400円

### （例1）高額介護サービス費の返還額

①	支給限度額	308,060円	要介護度4
②	介護サービス費	300,000円	
③	自己負担額	30,000円	サービス費の1割
④	設定区分の上限額	15,000円	第1段階の場合

支給限度額が308,060円なので、介護サービス費300,000円すべてが介護保険の対象となり、自己負担額は300,000円×1割（0.1）＝30,000円となります。

設定区分が第1段階の場合、15,000円が上限額となるため、自己負担額30,000円との差額（30,000円－15,000円＝15,000円）が、高額介護サービス費として払い戻されます。

## 要介護度とは？

65歳以上の方（第1号被保険）で、要介護認定において要支援・要介護（下記参照）と認定されれば、その状態になった原因に関係なく介護保険によるサービスを受けられます。

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）で、以下の特定疾病により介護認定された場合も、サービスを利用できます。

### 【特定疾病（16種類）】

○がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。） ○関節リウマチ ○筋萎縮性側索硬化症 ○後縦靭帯骨化症  
 ○骨折を伴う骨粗鬆症 ○初老期における認知症 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ○脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○多系統萎縮症  
 ○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ○脳血管疾患 ○閉塞性動脈硬化症  
 ○慢性閉塞性肺疾患 ○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

以下は、各要介護度の居宅サービス支給限度額と要介護状態の目安です。最終的には認定審査会で判断されます。

要介護区分	居宅サービス支給限度額	状態の目安					
		居室の掃除など身の回りの世話	立ち上がりや片足での立体保持など複雑動作	歩行や両足での立体保持などの移動の動作	排泄や食事	問題行動など	
要支援（社会的支援を要する）	要支援1 50,030円	一部見守り			ほぼできる	ほとんどひとりできる	特になし
	要支援2 104,730円						
要介護1（部分的介護を要する）	166,920円	何らかの介助が必要	何らかの支えが必要	何らかの支えが必要		見られることがある	
要介護2（軽度の介護を要する）	196,160円	全般に何らかの介助が必要					
要介護3（中等度の介護を要する）	269,310円	自分ひとりではできない	自分ひとりではできない	自分でできないことがある	排泄が自分ひとりではできない	いくつか見られることがある	
要介護4（重度の介護を要する）	308,060円	ほとんどできない	ほとんどできない	自分ひとりではできない	排泄がほとんどできない	多い	
要介護5（最重度の介護を要する）	360,650円			ほとんどできない	排泄や食事がほとんどできない		